## 風早まちづくりネットワーク物品貸出要領

(趣旨)

第1条 風早まちづくりネットワークは北条地域の活性化を図るため、風早(浅海,立岩, 難波,正岡,北条,河野及び粟井の7地区をいう。以下同じ。)の活性化に寄与する活動を行う個人・団体に対し、物品を貸し出す。

(貸出物品)

第2条 本要領における物品は、別紙「物品一覧表」に定めるものとする。

(貸出対象者)

- 第3条 貸出対象者は、自主的に風早の活性化に寄与する活動を行う個人・団体で、次の 各号のいずれか該当するものとする。
  - (1) 風早地域で活動する個人・団体であること。
  - (2) 風早地域に活動拠点を有していること。

(貸出対象活動)

- 第4条 貸出対象活動の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 風早に存する資源を活用することにより、当該資源の魅力を高め、又は新たな魅力を創出する活動。
  - (2) 風早の景観・環境を保全し、又は整備することにより、地域住民及び来訪者にとって魅力的な空間を創出する活動。
  - (3) 風早に集客を図り、来訪者との交流を促進することにより、地域の活力を創出する活動。
  - (4) その他代表が適当と認めた活動。

(貸出制限)

- 第5条 備品貸出について、次の各号のいずれかに該当する場合は、物品貸出の対象としない。
  - (1) 宗教的, 政治的活動に利用する個人・団体
  - (2) 公序良俗に反する活動を行う個人・団体
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人・団体
  - (4) 前号に掲げるもののほか、代表が適当でないと認める個人・団体

(物品借入申請)

- 第6条 物品の貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ物品借入申請書に次に掲げる書類を添えて風早まちづくりネットワーク事務局に提出しなければならない。ただし、代表が適当と認めたときは、添付する書類の一部を省略することができる。
  - (1) 物品借入申請書
  - (2) 物品一覧表
  - (3) 活動内容, チラシ等
  - (4) その他代表が必要と認める書類

(物品貸出決定)

- 第7条 代表は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた ときは、申請者に通知するものとする。
- 2 代表は、前項の規定により物品貸出を決定する場合において必要があるときは、指示 又は条件を付けることができる。

(物品の受取及び返却)

- 第8条 申請者は、物品借入申請書に記載した日時に物品の受取及び返却を行うこと。
- 2 申請者は、物品借入申請書に記載した日時に物品の受取及び返却を行うことができなくなった場合は、事前に事務局へ報告すること。

(内容変更)

- 第9条 前条第1項の規定による物品貸出決定を受けた申請者は、当該貸出決定を受けた 活動の内容を変更しようとするときは、再度、物品借入申請書に必要な書類を添えて事 務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、代表が適当と認める軽微な 変更については、この限りでない。
- 2 代表は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき は、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 物品貸出決定を受けた申請者は、その権利を譲渡し、又はその備品を転貸して はならない。

(活動の中止)

第11条 申請者は、活動を中止するときは、あらかじめ代表に報告し、その承認を受けなければならない。

(貸出決定の取消し等)

- 第12条 代表は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、物品の貸出 決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に貸出された物品 があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。
  - (1) 物品を目的外に使用したとき。
  - (2) 第5条の規定に該当することが判明したとき。
  - (3) 第7条第2項の規定により付けた指示又は条件に違反したとき。
  - (4) 活動の施行方法が不適当であったとき。
  - (5) 活動の執行について、不正の行為があったとき。
  - (6) 風早まちづくりネットワークの構成員が所属する団体及び事務局が物品を 使用するとき。

## (遵守事項)

- 第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 借入物品は、十分な注意を払い借入者自らが管理する。
- (2) 受取日及び返却日を遵守する。
- (3) 借入物品が、紛失、破損、盗難等で現品を返却が不能となった場合は、同種・同等機能の物を返却する。
- (4) 借入物品の使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合、借入者の責任とする。
- (5) 保管倉庫等,北条支所管理の設備及び備品に損害を生じさせた場合,借入者の責任により原状回復する。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年6月17日から適用する。